



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県戦略会議設置規程（行政管理課）…………… 1
- 沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令（環境保全課）…………… 3
- 沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令（環境整備課）…………… 3
- 沖縄県不法投棄監視員設置規程の一部を改正する訓令（環境整備課）…………… 4
- 沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令（自然保護・緑化推進課）…………… 4
- 衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令（保健医療政策課）…………… 5
- 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（保健医療政策課）…………… 6
- 沖縄県医療安全相談員設置規程の一部を改正する訓令（保健医療政策課）…………… 6
- 沖縄県立看護大学特任教授設置規程等の一部を改正する訓令（保健医療政策課）…………… 7
- 沖縄県地域がん登録嘱託員設置規程（健康長寿課）…………… 7
- 精神医療診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令（健康長寿課）…………… 9
- 後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（国民健康保険課）…………… 9
- 国民健康保険指導監査専門医設置規程及び国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令（国民健康保険課）…………… 10
- 麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令（薬務疾病対策課）…………… 10

訓 令

沖縄県訓令第50号

沖縄県病院事業局訓令第8号

沖縄県教育委員会教育長訓令第15号

庁 内 一 般
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県戦略会議設置規程を次のように定める。

平成26年 4月 1日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県戦略会議設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に沿う政策領域の下、部局横断的な課題等の解決を戦略的に図り知事の政策実現を補佐するため、沖縄県戦略会議を設置する。

(部門及び会議)

第2条 沖縄県戦略会議に別表に掲げる部門（以下「部門」という。）及び次に掲げる会議を置く。

- (1) 公室企画部門戦略会議、福祉保健部門戦略会議、環境県土部門戦略会議及び産業振興部門戦略会議
- (2) 全体戦略会議

(部門戦略会議の任務)

第3条 部門戦略会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 別表右欄に掲げる構成部等（以下「構成部等」という。）の所管事務に係る課題等の解決を図る戦略の調整に関する事。
- (2) 知事が特に指示する課題等の解決を図る戦略の調整に関する事。
- (3) 部門内の職員定数の配分その他の部門運営事項の調整に関する事。
- (4) 政策実現に係る対外折衝の戦略の調整に関する事。
- (5) 内部統制に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、構成部等の長（以下「構成部長等」という。）が必要と認める事項（部門戦略会議の組織）

第4条 部門戦略会議は、それぞれ各部門の構成部長等及び構成部等の統括監（企画調整統括監を除く。）並びに総務統括監及び企画調整統括監で組織する。ただし、福祉保健部門戦略会議においては、病院事業局長及び病院事業統括監を加えるものとする。

2 部門戦略会議の議長は、次の各号に掲げる部門の区分に応じ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 公室企画部門 知事公室長
- (2) 福祉保健部門 子ども生活福祉部長
- (3) 環境県土部門 環境部長
- (4) 産業振興部門 商工労働部長

3 部門戦略会議の副議長は、次の各号に掲げる部門の区分に応じ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 公室企画部門 企画部長
- (2) 福祉保健部門 保健医療部長
- (3) 環境県土部門 土木建築部長
- (4) 産業振興部門 農林水産部長

4 部門戦略会議の議長は、必要があると認めるときは、当該部門戦略会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 部門戦略会議の議長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部門戦略会議の副議長がその職務を代理する。

（部門戦略会議の招集）

第5条 部門戦略会議は、部門戦略会議の議長が必要に応じて招集する。

（全体戦略会議の任務）

第6条 全体戦略会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄21世紀ビジョン基本計画に係る課題等の解決を図る戦略の調整に関する事。
- (2) 知事が特に指示する課題等の解決を図る戦略の調整に関する事。
- (3) 政策実現に係る対外折衝の戦略の調整に関する事。
- (4) 内部統制に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（全体戦略会議の組織）

第7条 全体戦略会議は、知事、副知事、教育長、各部門戦略会議の議長、総務部長及び企画部長で組織する。

2 全体戦略会議の議長は、知事とする。

3 全体戦略会議の副議長は、総務部を担当する副知事をもって充てる。

4 全体戦略会議の議長は、必要があると認めるときは、全体戦略会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 全体戦略会議の議長に事故があるとき、又は欠けたときは、全体戦略会議の副議長がその職務を代理する。

（全体戦略会議の招集）

第8条 全体戦略会議は、全体戦略会議の議長が必要に応じて招集する。

（庶務）

第9条 部門戦略会議の庶務は知事公室、子ども生活福祉部、環境部及び商工労働部の主管課において処理し、全体戦略会議の庶務は総務部行政管理課において処理する。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、部門戦略会議の運営に関し必要な事項は部門戦略会議の議長が、全体戦略会議の運営に関し必要な事項は全体戦略会議の議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

部門の名称	構成部等
公室企画部門	知事公室 企画部
福祉保健部門	子ども生活福祉部 保健医療部
環境県土部門	環境部 土木建築部
産業振興部門	農林水産部 商工労働部 文化観光スポーツ部

沖縄県訓令第51号

環 境 部
保 健 医 療 部

沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県放射能調査員設置規程（昭和54年沖縄県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 部
保 健 医 療 部

第3条第1項中「、次に」を「、沖縄県衛生環境研究所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に改める。

第6条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に改める。

第9条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第52号

環 境 部
保 健 医 療 部

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程（平成16年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 部
保 健 医 療 部

第1条中「保健所」を「沖縄県北部保健所、沖縄県中部保健所、沖縄県南部保健所、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所（以下「保健所」という。）」に改める。

第3条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に改める。

第5条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第7条中第2項を第3項とし、同条第1項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、保健所長」を「担任する区域を管轄する保健所長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

監視指導員の勤務場所は、保健所とする。

第11条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第2号様式中「沖縄県環境生活部長」を「沖縄県環境部長」に、「一廃棄物」を「一般廃棄物」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第53号

環 境 部
保 健 医 療 部

沖縄県不法投棄監視員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県不法投棄監視員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県不法投棄監視員設置規程（平成22年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 部
保 健 医 療 部

第1条中「保健所」を「沖縄県北部保健所、沖縄県中部保健所、沖縄県南部保健所、沖縄県宮古保健所又は沖縄県八重山保健所（以下「保健所」という。）」に改める。

第3条第1項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第4条第2項中「1回」を「2回」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、環境部環境政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

第6条中第2項を第3項とし、同条第1項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、保健所長」を「担任する区域を管轄する保健所長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

不法投棄監視員の勤務場所は、保健所とする。

第10条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第2号様式中「沖縄県環境生活部長」を「沖縄県環境部長」に、「一廃棄物」を「一般廃棄物」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第54号

環 境 部

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県鳥獣保護員設置規程（平成4年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環 境 部

第1条中「環境生活部自然保護課」を「環境部自然保護・緑化推進課」に、「置く」を「設置する」に改める。

第3条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(保護員の委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第2項中「任期」を「委嘱期間」に改め、同条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(職務)

第4条 保護員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の管理
- (2) 狩猟取締りの実施
- (3) 一般住民及び狩猟者に対する指導
- (4) 鳥獣捕獲許可証及び鳥獣飼養登録票の検査並びに休猟区、猟区、店舗等の立入検査
- (5) 鳥獣保護思想の普及啓発
- (6) 鳥獣についての生息状況等調査

第7条及び第8条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第10条第1号中「第5条」を「第4条」に改める。

第11条中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

第1号様式中「環境生活部長」を「環境部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第55号

保 健 医 療 部

衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

衛生検査所精度管理専門委員設置規程の一部を改正する訓令

衛生検査所精度管理専門委員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この訓令は、」を削り、「衛生検査所精度管理専門委員」を「保健医療部保健医療政策課に衛生検査所精度管理専門委員」に、「の設置に関し必要な事項を定めるものとする」を「を設置する」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務)

第3条 精度管理専門委員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 精度管理に関して知事に助言すること。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導監督を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際に助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出しを「(報酬等)」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「、7日以内」を「7日以内」に、「福祉保健部医務課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項

を加える。

精度管理専門委員は、その職務の執行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第5条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第56号

保 健 医 療 部

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程（平成11年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「大学に」の次に「次の嘱託員を」を加え、「嘱託員に関する、必要な事項を定めるものとする」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 教育補助嘱託員
- (2) 図書業務嘱託員
- (3) 保健業務嘱託員
- (4) 学校医

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「次」を「次の各号」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第3項中「嘱託員」の次に「（学校医を除く。）」を加え、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第57号

保 健 医 療 部

沖縄県医療安全相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県医療安全相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県医療安全相談員設置規程（平成16年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この訓令は、」を削り、「医療安全相談員」を「保健医療部保健医療政策課に医療安全相談員」に、「の設置、身分、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする」を「を設置する」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「福祉保健部医務課長（以下「医務課長」を「保健医療部保健医療政策課長（以下「保健医療政

策課長」に、「医療安全相談」を「、医療安全相談」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療政策課長」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「福祉保健部医務課」を「保健医療部保健医療政策課」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、医務課長」を「保健医療政策課長」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第58号

保 健 医 療 部

沖縄県立看護大学特任教授設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立看護大学特任教授設置規程等の一部を改正する訓令

(沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県立看護大学特任教授設置規程(平成20年沖縄県訓令第19号)の一部を次のように改正する。令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条中「置く」を「設置する」に改める。

第4条の見出しを「(委嘱及び委嘱期間)」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改める。

(沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程(平成20年沖縄県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第4条第2項中「、更新する」を「更新する」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

(沖縄県立看護大学看護系大学間連携共同教育推進嘱託員設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県立看護大学看護系大学間連携共同教育推進嘱託員設置規程(平成24年沖縄県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第4条第2項中「、更新する」を「更新する」に改め、同条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第59号

保 健 医 療 部

沖縄県地域がん登録嘱託員設置規程を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県地域がん登録嘱託員設置規程

(設置)

第1条 地域がん登録の推進を図るため、沖縄県衛生環境研究所に沖縄県地域がん登録嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、沖縄県衛生環境研究所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域がん登録のための届出票の配布、収集等に関すること。
- (2) 地域がん登録のための生存確認調査に関すること。
- (3) 地域がん登録のための統計データ又は報告書の作成等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域がん登録に有用な知識及び経験を有する者で知事が適当と認めるもの

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療部保健医療政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、沖縄県衛生環境研究所とする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第60号

保 健 医 療 部

精神医療診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

精神医療診療報酬明細書審査員設置規程の一部を改正する訓令精神医療診療報酬明細書審査員設置規程（平成20年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条中「県」を「保健医療部健康長寿課（以下「健康長寿課」という。）」に改める。

第3条中「福祉保健部障害保健福祉課長（以下「障害保健福祉課長」を「保健医療部健康長寿課長（以下「健康長寿課長」に改め、同条第4号中「障害保健福祉課長」を「健康長寿課長」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部障害保健福祉課」を「健康長寿課」に改め、同条第2項中「障害保健福祉課長」を「健康長寿課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第61号

保 健 医 療 部

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令後期高齢者医療給付専門指導員設置規程（平成元年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条中「福祉保健部国民健康保険課」を「保健医療部国民健康保険課」に改める。

第2条中「昭和25年法律第251号」を「昭和25年法律第261号」に改める。

第3条の見出しを「（職務）」に改め、同条中「福祉保健部国民健康保険課長」を「保健医療部国民健康保険課長」に、「次に」を「、次に」に改める。

第4条の見出し中「委嘱」の次に「及び委嘱期間」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 専門指導員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療部保健医療政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（報酬等）」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条第1項中「福祉保健部国民健康保険課」を「保健医療部国民健康保険課」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（服務）

第7条 専門指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 専門指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 専門指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第62号

保 健 医 療 部

国民健康保険指導監査専門医設置規程及び国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

国民健康保険指導監査専門医設置規程及び国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部を改正する訓令

(国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部改正)

第1条 国民健康保険指導監査専門医設置規程(平成11年沖縄県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条中「福祉保健部国民健康保険課」を「保健医療部国民健康保険課」に、「置く」を「設置する」に改める。

第3条中「福祉保健部国民健康保険課長」を「保健医療部国民健康保険課長」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部国民健康保険課」を「保健医療部国民健康保険課」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、国民健康保険課長」を「国民健康保険課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

(国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部改正)

第2条 国民健康保険医療給付専門指導員設置規程(平成13年沖縄県訓令第87号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

第1条中「福祉保健部国民健康保険課」を「保健医療部国民健康保険課」に、「置く」を「設置する」に改める。

第3条中「福祉保健部国民健康保険課長」を「保健医療部国民健康保険課長」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「保健医療部保健医療政策課長」に改める。

第6条第1項中「福祉保健部国民健康保険課」を「保健医療部国民健康保険課」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、国民健康保険課長」を「国民健康保険課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第63号

保 健 医 療 部

麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令

麻薬取締員証規程(平成15年沖縄県訓令第89号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

保 健 医 療 部

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--